

未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更について

平素よりしずおか焼津信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和3年4月1日より、2年以上ご利用のない口座に対し、「未利用口座管理手数料」をいただくこととしております。現在では、当該手数料の適用対象となる口座を、令和3年4月1日以降に開設された口座に限定しておりますが、長期間ご利用のない口座の利用促進ならびに不正利用による被害防止の観点から、令和5年4月1日より、令和3年3月31日以前に開設された口座につきましても、下記のとおり当該手数料の適用対象とするよう変更をさせていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当金庫は、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日

令和5年4月1日（土）

2. 未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更について

変更前	変更後
令和3年4月1日以降に開設された普通預金（総合口座、無利息型普通預金を含みます）、貯蓄預金、インターネット支店専用普通預金口座	すべての普通預金（総合口座、無利息型普通預金を含みます）、貯蓄預金、インターネット支店専用普通預金口座 ※令和3年3月31日以前に開設された口座も適用対象となります。

3. 未利用口座の該当条件について

普通預金（総合口座、無利息型普通預金を含みます）、貯蓄預金、インターネット支店専用普通預金口座のうち、2年以上お預け入れ（当該口座の利息収入を除く）、払戻し（本件手数料の引落しを除く）、ならびに口座振替等のご利用がない場合には、未利用口座となります。

ただし、次の場合には未利用口座の対象外となります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該口座の残高が1万円以上である場合 (2) 当該口座と同一支店にてお借入がある場合 (3) 当該口座と同一支店にて定期性預金・国債・保険・投資信託・外貨預金等のお取引がある場合 (4) 旧はなまるクラブの口座である場合（旧焼津信用金庫商品） |
|--|

※紛失等によりご利用が停止されている対象口座も未利用口座管理手数料をいただく対象となります。

4. 未利用口座管理手数料のご案内および当該手数料の引落としについて

(1) 未利用口座の対象となった場合は、当該口座の名義人様に対して、当金庫へお届けのご住所宛に文書にて『ご案内』を送付いたします。

※『ご案内』が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(2) 『ご案内』到着後、一定期間(約3ヶ月)経過後も口座のご利用がない場合には、年間1,320円(消費税込)の未利用口座管理手数料を当該口座から引落としさせていただきます。

5. 口座の自動解約について

前述4の未利用口座管理手数料の当該口座からの引落としにおいて、口座残高が手数料金額に満たない場合は、当該口座残高をもって未利用口座管理手数料とし、同口座を解約させていただきます。

※お客様に口座残高以上の手数料負担ならびに口座自動解約後の手続きはございません。

※未利用口座管理手数料の返却ならびに自動解約後の口座再利用のご依頼には応じかねますので、予めご了承ください。

6. 普通預金規定等の改定

未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更に伴い、普通預金規定、貯蓄預金規定、インターネット支店専用普通預金規定を改定いたします。本規定はすべての普通預金(総合口座、無利息型普通預金を含みます)、貯蓄預金、インターネット支店専用普通預金口座に適用されます。

【普通預金(無利息型普通預金を含む)規定 第19条(未利用口座管理手数料・自動解約の定め)】

改定前	改定後
(1)令和3年4月1日以降に開設した普通預金口座(総合口座、無利息型普通預金を含む)は、当金庫がホームページ上に掲示する一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第二項に定める手数料の引落としを除く)がない場合には、未利用口座となります。 ※(2)(3)(4)は改定箇所ありません。	(1)この預金(総合口座含む)は、当金庫がホームページ上に掲示する一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第二項に定める手数料の引落としを除く)がない場合には、未利用口座となります。 ※(2)(3)(4)は改定箇所ありません。

【貯蓄預金規定 第20条(未利用口座管理手数料・自動解約の定め)】

改定前	改定後
(1)令和3年4月1日以降に開設した貯蓄預金は、当金庫がホームページ上に掲示する一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第二項に定める手数料の引落としを除く)がない場合には、未利用口座となります。 ※(2)(3)(4)は改定箇所ありません。	(1)この預金は、当金庫がホームページ上に掲示する一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第二項に定める手数料の引落としを除く)がない場合には、未利用口座となります。 ※(2)(3)(4)は改定箇所ありません。

【インターネット支店専用普通預金規定 第9条(未利用口座管理手数料・自動解約の定め)】

改定前	改定後
(1)令和3年4月1日以降に開設したインターネット支店専用普通預金は、当金庫がホームページ上に掲示する一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第二項に定める手数料の引落としを除く)がない場合には、未利用口座となります。 ※(2)(3)(4)は改定箇所ありません。	(1)この預金は、当金庫がホームページ上に掲示する一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第二項に定める手数料の引落としを除く)がない場合には、未利用口座となります。 ※(2)(3)(4)は改定箇所ありません。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上
令和5年1月現在